

議会議案第 4 号

小中学校の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に
関する意見書提出の件

小中学校の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見
書を地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び国会に提
出するものとする。

令和 7 年 7 月 4 日提出

八尾市議会議員	五百井	真	二
同	吉	村	拓哉
同	山	中	宏
同	梶	井	政佐美
同	田	中	慎二
同	越	智	妙子
同	田	中	久夫

小中学校の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に 関する意見書

学校施設は、児童・生徒が安全で安心して長時間過ごす学びの場であるとともに、災害時には避難所としての役割も担っている。

令和6年元日に発生した能登半島地震では、多くの小中学校舎が避難所として活用された。特に体育館は、授業に支障をきたすことが少ないことから、普通教室、特別教室に比べ利用されていることが多い。

しかしながら、公立学校施設の普通教室への空調（冷房）設備設置率は全国で99.1%となっている一方、全国の小中学校既存体育館への空調（冷房）の設置状況は全国平均18.9%であり、政府目標である令和17年度までに95%という目標とは大きな隔たりがある。能登半島地震においても、体育館に避難された方々は、ストーブ等を利用するしかなかったが、これが真夏の災害であれば、暑さによる二次被害が続出することは想像に難くない。線状降水帯や台風による大雨災害は、全国どこでも起こりうる状況である。また、南海トラフ地震が発生すれば、その被害は甚大であり、避難所での長期の生活が想定される。

よって、国におかれては、国民の安全と、大規模災害時にあっても憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守る観点から、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 学校体育館の空調設備の整備が進んでいない自治体に対し、国庫補助の適切な運用方法を十分に説明すること。
- 2 自治体の財政力指数に関わらず、現実的かつ迅速な事業遂行が可能となるよう財政援助の強化を行うこと。
- 3 すべての小中学校において、体育館の利便性と快適性を大きく向上させる空調設備の整備が進むよう、体育館の改築補助を含めた十分な財源の継

継続的な確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月4日

大阪府八尾市議会